

# 重要事項説明書

(居宅介護支援)

## 1. 居宅介護支援事業所の概要及び職員体制

事業所名	ふれあいケアプランセンター・広島中央	
事業所所在地	広島市中区土橋町3-18 ファミール土橋202	
事業所指定番号	3470108840	
居宅サービス種類	居宅介護支援	
職員体制	管理者	高橋 伸一 [常勤]
	介護支援専門員	高橋 伸一 [常勤・管理者兼務] 行田 絵里 川内 恵 幡司 幸代 [常勤] 矢川 正夫 [非常勤]
連絡先	電話番号	082-533-6166
	FAX番号	082-503-7663
サービス提供地域	広島市中区、南区、東区、西区、佐伯区(但し、諸島部は除く。)	

## 2. 営業時間

営業時間 : 午前9時～午後5時30分 電話による24時間連絡体制をとっています。

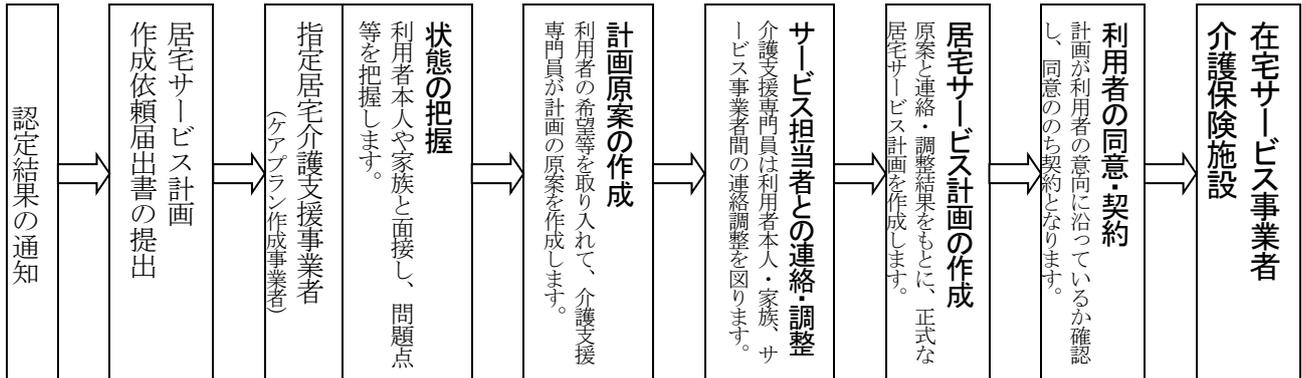
休業日 : 土曜日・日曜日・祝祭日及び8月13日～16日、12月29日～1月4日

## 3. 提供する居宅介護支援サービスの内容

### (1) 居宅介護支援の内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握及び評価
- ④ 要支援・要介護認定に係わる協力・援助
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 介護保険施設への紹介その他の援助
- ⑦ その他介護に係わる相談・援助全般

### (2) サービス提供までの流れ



#### 4. 利用料金及び利用者負担

##### (1) 利用料金

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

註) 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合は、一旦介護保険法に基づく規定の料金をお支払い頂き、当社から「サービス提供証明書」を発行いたします。(この「サービス提供証明書」を後日市町村の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。)

##### (2) 交通費

介護支援専門員が、前記1のサービス提供地域外に出張訪問する必要がある場合で車両を使用する場合は、サービスの提供地域を越えた地点から1km当り20円、又公共の交通機関を利用する場合は当該交通費実費を請求させていただきます。

##### (3) 解約料

利用者は、いつでも契約書第11条に従って、当該居宅介護支援サービスの解約又は中断をすることができます。それに伴う解約料又はキャンセル料は一切必要ありません。

#### 5. サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

お電話で申し込み頂くと、当社職員がお伺いし、上記3(2)の流れに従って契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

##### (2) サービスの終了

###### ① お客様の都合でサービスを終了する場合

10日前迄に文書でお申し出下されば、いつでも解約出来ます。

###### ② 当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。但しその場合は、終了1ヶ月前迄に文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介する等の協力を致します。

###### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

イ) 利用者が、介護保険施設や医療施設に入所又は入院され在宅への退所、退院が見込まれない場合

ロ) 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

ハ) 利用者が、死亡された場合

###### ④ その他

利用者やその家族が当社及び当社の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することによりサービスを終了させて頂く場合があります。

##### (3) その他

利用者が医療機関に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝え下さい。

#### 6. 当社の運営方針

(1) 要介護状態にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるように支援致します。

(2) 利用者の心身の状況、置かれている社会環境に応じて、利用者の選択に基づいた適切な介護サービス及び保険医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように支援いたします。

(3) 居宅介護支援の提供に当っては、利用者の意思及び人格を尊重すると共にサービス事業者等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう公平に支援致します。

(4) 市区町村、他の介護サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

- (5) ハラスメント対策について、事業者は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

## 7. 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生活又は身体に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。但し、予め文書により利用者及びその家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等において用いる場合があります。

## 8. 緊急時・事故発生時の対応

事業者は、サービスの提供中に容態の急変又は事故等緊急事態が発生した場合は、速やかに救急隊、家族、主治医等関係先（必要により市町村）に連絡を行なうと共に、サービス提供事業者と協働して必要な措置を講じます。（別紙「緊急時及び事故発生時の対応マニュアル」による。）

## 9. 損害賠償保険への加入（契約書第 14 条参照）

本事業者は、下記の損害保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
保障の概要	対人・対物 200,000 千円

## 10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるとする。

- (1) 定期的開催する虐待防止委員会において虐待の防止のための対策を検討し、その結果について、従業員に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を選定する。

虐待の防止に関する担当者	: 管理者 高橋 伸一
--------------	-------------

- (5) 事業者は、サービス提供中に当該従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。また、利用者に対する虐待の早期発見の為行政が行う調査等に協力する。

## 11. 身体的拘束等について

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体的拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 12. 業務継続計画(BCP)の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13. 感染症対策、衛生管理等について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

14. 第三者評価の実施状況について

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】

15. 相談・苦情に対する対応

当社は、利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、当社が提供する居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた各サービスに関する利用者の相談・要望・苦情に対して迅速に対応します。（別紙「利用者からの相談・苦情処理対応マニュアル」による。）

◆ 相談・苦情窓口◆

国民健康保険団体連合会介護保険課	( 0 8 2 ) 5 5 4 - 0 7 8 3
広島市役所健康福祉局高齢福祉部介護保険課	( 0 8 2 ) 5 0 4 - 2 1 8 3
広島市中区厚生部福祉課高齢介護係	( 0 8 2 ) 5 0 4 - 2 4 7 8
広島市南区厚生部福祉課高齢介護係	( 0 8 2 ) 2 5 0 - 4 1 3 8
広島市東区厚生部福祉課高齢介護係	( 0 8 2 ) 5 6 8 - 7 7 3 2
広島市西区厚生部福祉課高齢介護係	( 0 8 2 ) 2 9 4 - 6 5 8 5
広島市佐伯区厚生部福祉課高齢介護係	( 0 8 2 ) 9 4 3 - 9 7 3 0

ふれあいケアプランセンター・広島中央

介護支援専門員：高橋 伸一 行田 絵里 川内 恵 幡司 幸代 矢川 正夫

電話番号 (082) 082-533-6166

## 説明確認欄

居宅介護支援契約の締結にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

(事業者) 事業者名： ふれあいケアプランセンター・広島中央  
住 所： 広島市中区土橋町3-18 ファミール土橋202  
説 明 者： 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援における重要な事項について説明を受けました。尚、社内研修会、サービス担当者会議等においてサービス内容の検討及び向上のために、貴事業所が利用者及び家族の個人情報を使用することを承諾します。

令和 年 月 日

(利用者)  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

(代理人又は代筆者)  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
続 柄 (利用者との関係) \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_